

## 平成23年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 平成23年12月27日（火）  
開会 午後2時5分 閉会 午後2時46分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 角 田 富美子  
委 員 宮 田 清 藏  
委 員 森 本 寛 子
- 5 出席職員 教育長職務代理者 教育部長 手 塚 光 利  
教育部特命担当部長 池 澤 隆 史  
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉  
教育部副参与兼学校運営課長 山 本 一 彦  
教育指導課長 清 水 一 臣  
統括指導主事 岡 本 賢 二  
教育支援課長 西 谷 しのぶ  
社会教育課長 磯 崎 修  
教育部副参与兼公民館長 相 原 昇  
図書館長 奈 良 登喜江  
指導主事 西 川 幸 延  
指導主事 宮 本 尚 登  
指導主事 蜂須賀 勲  
教育部主幹（公民館） 大 平 晋 助
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美  
教育企画課企画調整係 佐 薙 陽 子
- 7 傍聴人 1人

平成 23 年西東京市教育委員会第 12 回定例会議事日程

日 時 平成 23 年 12 月 27 日（火） 午後 2 時 00 分から  
会 場 防災センター 6 階 講座室 2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 32 号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第 33 号 教育施設の廃止について
- 第 4 報 告 事 項 (1) 学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会中間報告書  
(2) 中学校における臨時の放射線量調査について
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成23年第12回定例会  
(12月27日)

## 午後 2 時 0 5 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 23 年西東京市教育委員会第 12 回定例会を開会いたします。  
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 32 号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

手塚教育長職務代理者 議案第 32 号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則、についての提案理由を御説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い外国人登録法が廃止されるため、西東京市議会第 4 回定例会に西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を上程いたしました。平成 23 年 12 月 19 日に可決されました。本議案は、同改正条例により外国人住民に係る要件が改正されたことから、外国人住民に係る規定等を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

櫻井教育企画課長 議案第 32 号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則、について、教育長職務代理者に補足して御説明申し上げます。

平成 21 年 7 月 15 日に住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布され、公布の日から 3 年以内に政令で定める日 予定では平成 24 年 7 月上旬となっております に施行されることにより、外国人登録法が廃止され、短期滞在者等を除く外国人が住民基本台帳に記録されることとなるため、西東京市議会第 4 回定例会に西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を上程し、平成 23 年 12 月 19 日に可決されたところでございます。本議案につきましては、同改正条例により外国人住民に係る要件が改正されたため、施行規則の外国人住民に係る規定を見直すとともに、文言整理を行うものでございます。

それでは、主な改正点について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書を 1 枚おめくりいただきまして、「西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則新旧対照表」を御覧ください。

初めに、第 3 条のあっせんの申込みの第 1 項の部分でございますが、「入学資金の」を削るとしておりますのは、規則第 2 条第 3 項におきまして、「条例第 3 条の規定による融資のあっせん」を「（以下「融資のあっせん」という。）」として略文を用いることとしているためでございます。また、同じく、第 3 条第 1 項第 3 号の「又は登録原票記載事項証明書」を削るとしてしておりますのは、短期滞在者等を除く外国人が住民基本台帳に記録されることから、登録原票記載事項証明書の確認が不要となるためでございます。

同様の理由で、新旧対照表の裏面を御覧いただきたいと思いますが、裏面の別記様式につ

きましても「又は外国人登録済証明書」を削ることいたしました。また、申込みの際、規則第3条第5項で「その他教育委員会が必要とする書類を添付すること。」となっておりますので、別記様式につきましてもその記載を加えております。

次に、附則の部分をご覧下さい。前のところにお戻りいただきたいと思えます。

施行期日でございますが、現在のところ、施行日が確定していないため、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日にあわせて施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の条例第3条の規定は、この規則の施行日以後の申込みについて適用することとし、施行日前の申込みについては従前のとおりといたしました。また、所要の修正を加えることによりまして、現在使用している申込用紙を使用できることといたしました。

私からの補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第32号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第33号 教育施設の廃止について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

手塚教育長職務代理者 議案第33号 教育施設の廃止について、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、菅平少年自然の家を、平成22年2月の本委員会第2回定例会にて、平成23年度に廃止し、財産を市長部局へ移管することを協議の上御決定いただき、平成23年9月定例市議会において廃止条例が可決されたことにより、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第3号に基づき、菅平少年自然の家を教育施設として廃止し、市長部局へ移管するため、教育委員会で議決する必要があり、御提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 事務局で補足説明はありますか。

手塚教育長職務代理者 特にございません。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第33号 教育施設の廃止について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 報告事項に入ります。報告事項は2件ございますが、説明をしていただいた後、質疑を一括して受けます。

(1) 学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会中間報告書、を議題といたします。

池澤特命担当部長 学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会中間報告書、につきまして御報告申し上げます。

まず、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

4月から庁内で学校施設適正規模・適正配置の検討を進めてまいりまして、12月に中間報告書を取りまとめいたしましたので、本日、御報告をさせていただきたいと思います。なお、今後のスケジュールにつきましては、年が明けました1月から学校関係者の皆様、また、市民の皆様に御説明を差し上げていく予定であります。最終的には3月に最終報告書の取りまとめを行う予定であります。

それでは、1ページでございますが、まず、これまでに設置されました学校施設適正規模・適正配置に関する検討組織等の検討状況でございます。平成18年度から検討してまいりまして、平成22年度まで、具体的には、平成21年度から平成22年度にかけて、通学区域の見直し等に関する協議会を立ち上げ、関係小中学校の通学区域の見直し等を実際に行ってまいりました。

また、3番目に出ております平成23年度における学校施設適正規模・適正配置に関する検討組織等といたしましては、一つとしては、学校施設の配置・建て替えといたしまして、学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会を立ち上げております。本日はこの検討委員会の中間報告書でございます。

また、二つ目として、保谷町・富士町・中町・東町地域の通学区域の見直しのための地域協議会を設置いたしまして、碧山小学校、東小学校、本町小学校、また、保谷小学校の通学区域の見直し等を現在検討しているところでございます。

次に、2ページの(3)でございますが、都市計画道路3・2・6号線(調布保谷線)の開通に伴う市南部地域への対応といたしましては、現在、調布保谷線の整備が進められております南部地域の学校関係者に対しまして、年明けから地域住民、また、保護者から御意見を聞く場を設けて、今後の課題整理につなげていきたいと考えております。

平成23年度の取り組みにつきましては以上でございます。

これを踏まえまして、3ページでございます。学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会における検討でございますが、四角の枠でくくった部分で主な課題等として整理しております。まず一つ目は、中原小学校とひばりが丘中学校の学校施設の老朽化の問題がございます。二つ目は、住吉小学校、泉小学校、保谷小学校及び本町小学校4校の小規模校縦4列が近接している問題がございます。3点目は、谷戸小学校と谷戸第二小学校、保谷第二小学校と柳沢小学校及びひばりが丘中学校と田無第二中学校の近接の問題がございます。4点目は、極めていびつな形となっているひばりが丘中学校の通学区域の問題、これらを主な課題としてとらえておりまして、本年度、庁内検討委員会の中で検討してまいりました課題等につきましては、 、 、 、そして、 につきましては、ひばりが丘中学校と田無第二中学校の近接の問題について検討してまいりました。なお、 の谷戸小学校と谷戸第二小学校、

保谷第二小学校と柳沢小学校の近接の問題につきましては、各学校とも児童数の増が見込まれることから、現段階では課題等の整理については行っておりません。今後の課題としてとらえております。

続きまして、4ページでございますが、これらの課題を踏まえまして、中原小学校、ひばりが丘中学校の施設老朽化の問題に対する検討を重ねてまいりました。

4ページの中原小学校の耐力度調査の結果でございますが、表の下に出ておりますように、米印で、6,050㎡のうち、3,747㎡、全体の62%が、耐力度調査の結果、耐力度が不足しているという結果となっております。

また、5ページにありますように、ひばりが丘中学校の耐力度調査の結果につきましても、表の下の米印でございますが、6,924㎡のうち、3,941㎡につきまして、全体の57%でございますが、耐力度が不足しているという結果が出ております。いずれの学校とも老朽化が進んでおりますので、やはり、早期に建てかえを検討していくことが必要であるという結果でございます。

続きまして、6ページでございますが、中原小学校とひばりが丘中学校の建て替えに関しまして、四つのパターンを想定して検討をしてまいりました。想定パターンでございますが、一つは、中原小学校、ひばりが丘中学校の両校とも現在地で建て替える。また、二つ目は、中原小学校をUR跡地に建て替えて UR跡地というのはひばりが丘団地でございます。

また、ひばりが丘中学校は現在地で建て替えるという計画。また、3点目は、中原小学校は現在地で建て替えて、ひばりが丘中学校をUR跡地に建て替える。4点目は、中原小学校、ひばりが丘中学校を小中一貫校としてUR跡地に建て替えるという内容でございます。

これらのパターンのメリット、デメリット等を検証してまいりましたのが6ページ、7ページ、8ページでございます。いずれのパターンとも一長一短がございますが、これらをどのパターンに整理するかといった検討をしてまいりましたが、最終的には、8ページの下に載っております以上のまとめの結果ということでございますが、それぞれの四つのパターンとも、必ずしも適当と思われるパターンがないということから、比較的利点の多い、中原小学校現地建て替えて、ひばりが丘中学校をUR跡地に建て替えるというパターン3につきまして、課題、問題点等を再度整理した上で、児童・生徒、保護者、学校関係者や地域住民への負担が最小限となり、かつ、新校舎建設等に要する費用、将来にわたる合理性等を総合的に勘案し、新たなプランを検討することとしたものでございます。

その結果につきましては9ページに出ております。庁内検討委員会の検討結果のまとめでございます。

9ページの中ほどからプランの内容でございますが、まず、第1段階といたしまして、中原小学校、ひばりが丘中学校の両校を建て替えるためにUR（ひばりが丘団地）の土地を購入するというものでございます。

第2段階として、URから購入した土地に、新校舎、仮称でございますが、第10中学校を建設するのが第2段階でございます。

次に、10ページに移りまして、第3段階、でございますが、UR跡地に建設された新校舎を中原小学校仮校舎として利用して、その間、中原小学校を現地で建て替えるというも

のでございます。

第4段階でございますが、中原小学校の新校舎が完成いたしました後、中原小学校は仮校舎から新校舎へ戻りまして、ひばりが丘中学校が（仮称）第10中学校へ移転するというものでございます。

といたしまして、第5段階、旧ひばりが丘中学校の跡地の問題がございますので、旧校舎を取り壊し、跡地の活用または処分を検討するというものでございます。

このプランの効果でございますが、10ページの下に出ておりますように、まず、教育環境の保持といたしましては、校舎建て替えまでの間、現在の施設をそのまま利用できるというメリットがございます。また、建替工事に伴う騒音、学校施設の利用制限による児童・生徒等への負担が生じないということもございます。

次に、11ページでございますが、二つ目の効果として、仮設校舎建設が省略できるということでございます。UR跡地に建てます（仮称）第10中学校を新校舎として建設後、一時的に中原小学校の仮校舎として使い、その後、ひばりが丘中学校が移転をするということで、中原小学校、ひばりが丘中学校の建て替えに伴い、仮設校舎の建設費がかからないというメリットがございます。

3点目は中学校近接問題の解消で、ひばりが丘中学校の所在地が変更になることで、現在近接をしております田無第二中学校との問題が解消できるということでございます。

4点目はいびつな形の中学校通学区域問題の解消でございます。ひばりが丘中学校の所在地変更に伴いまして、現在、田無第二中学校の通学区域を越えて通学をしている極めていびつな形状をしているひばりが丘中学校の通学区域の問題が解消できるというメリットがございます。

上記のような多くの効果が期待できるとともに、中原小学校、ひばりが丘中学校の建て替えとあわせて、先ほどの課題等の中で申し上げました小規模校が集中している地域における学校統廃合を進めることで、市全体の学校配置バランスの均衡を図ることができるものと考えております。

次に、プラン実行時の主な留意点でございますが、まず、計画的な遂行で、多額の事業費用を要するということから、やはり、しっかりとした財政計画が必要であると考えております。また、国庫補助金等を受けるに当たりましては、当然、国、東京都等と十分調整を行う必要があるということ、また改めて国や東京都には協議を申し入れたいと考えております。

3点目は、次期総合計画、教育計画等に明確に位置づける必要があるということ。4点目は、ひばりが丘中学校の跡地について、その活用または処分についても十分に検証する必要があると考えております。

また、地域との連携におきましては、やはり、ひばりが丘中学校の移転等が伴いますので、市民説明会等を通して地域住民との合意形成を十分に図る必要があると考えております。そのため、関係する学校の保護者、学校関係者、地域住民等による協議・検討の場を早期に設ける必要があると考えておりまして、平成24年度の早期に協議の場を立ち上げたいと考えております。

また、施設面の配慮につきましては、中学校校舎を一時的に小学生が利用するということ

で、施設面等の配慮、検討が必要であると考えております。また、学校施設の建て替えに当たりましては、普通教室のみならず、特別支援学級等の位置づけ、規模、扱い等についても配慮する必要があるものと考えております。さらに、イニシャルコスト、ランニングコストを考慮した学校施設建替計画を推進する必要がある、これらの留意点に配慮する必要があるものと考えております。

続きまして、12ページでございますが、小規模校の集中地域における統廃合等についてでございます。

まず、小規模小学校（縦4校）近接の問題につきまして、現段階での児童・生徒数の推計をもとに将来の各学校の児童数を推計しております。

まず、住吉小学校でございますが、現在、児童数298人、学級数11学級でございますが、平成29年度は学級数14、若干増となるものと見ております。

次に、泉小学校でございますが、平成23年度現在、児童数268人、学級数9学級でございます。平成29年度におきましては、児童数が減少し、学級数につきましては現在とほぼ同程度になるものと見ております。引き続き、泉小学校につきましては、学年によっては単学級が発生する状況が継続していくものと考えております。

次に、保谷小学校でございますが、平成23年度、児童数354人、学級数13学級でございます。平成29年度におきましては若干の増を見ております。

次に、13ページでございますが、本町小でございますが、平成23年度現在、児童数347人、学級数12学級でございます。平成29年度におきましても、現在とほぼ同程度、もしくは、児童数につきましては若干減少するかなと見ておりますが、現在、碧山小学校の児童数増に伴いまして、富士町1丁目の一部を本町小学校へ学区を変更する協議を行っておりますので、その結果によりまして、本町小学校につきましては、今後、児童数の増加が見込まれるのかなと考えております。

また、参考までに中原小学校とひばりが丘中学校を推計しておりますが、両校とも、やはり、将来に向けまして児童・生徒数は増加するものと見ております。

以上の計画を工程表に落とし込みましたのが、A3横の年度ごとの工程表でございます。

まず、大きな一つ目として、小規模小学校の集中地域における学校統廃合につきましては、4校の再編検討を、平成23年度、庁内検討委員会で行っております。この検討結果をもとに、平成24年度、庁内での方針を決定し、平成25年度に統廃合協議会を立ち上げていきたいと考えております。

次に、大きな二つ目で、中原小・ひばりが丘中学校の建て替えでございます。

まず、一つ目として、建替計画の検討につきましては、平成23年度、庁内検討委員会で検討をした後、平成24年度にURの跡地の取得方針を決定していきたいと考えております。

二つ目はひばりが丘中学校建替事業でございますが、UR跡地に移転をするため、平成24年度の早期に関係者、また、地域住民などを交えた建替準備検討協議会を立ち上げ、平成26年度に建替協議会につなげていきたいと考えております。

3点目は（仮称）第10中学校建設事業でございますが、UR跡地に建設をするもので、平成24年度からURとの用地取得協議を開始していきたいと考えております。想定では、

平成28年度にUR用地を取得し、約1万9,000㎡でございますが、これは現在のひばりが丘中学校と同規模でございます。建設に2年間をかけまして、完成後の平成31年度と平成32年度に中原小学校が仮校舎として暫定使用するというものでございます。

次に、4点目の中原小学校建替事業でございますが、現地建て替えとなりますので、建て替えにつきましては、新しい(仮称)第10中学校に中原小学校が移転をします平成30年度末を経た後、平成31年度、平成32年度に中原小学校の解体と建設工事を行いまして、平成33年度に新校舎を開校する予定であります。また、中原小学校の新校舎開校に伴いまして、第10中学校のほうにひばりが丘中学校が平成33年度に移転をするというものでございます。

最後に、5点目で、ひばりが丘中学校跡地検討につきましては、平成27年度からの庁内の検討を踏まえまして跡地検討委員会を立ち上げ、校地の活用または処分について検討を行っていきたいと考えております。

その他、資料につきましては、委員会設置要領、また、これまでの検討経過を載せておりますので、御参照いただければと思います。

報告につきましては以上でございます。

竹尾委員長 (2)中学校における臨時の放射線量調査について、を議題といたします。

山本学校運営課長 それでは、報告事項(2)中学校における臨時の放射線量調査について、御報告いたします。

西東京市の取り組みといたしまして、子どもの生活圏となっている小学校等の施設の臨時の放射線量調査を11月より実施してまいりましたが、中学校におきましては12月7日から14日にかけて実施いたしました。

お手元の資料を御参照ください。

調査した箇所でございますが、小学校と同様に、雨どいの下部で地面に直接放流している箇所や、側溝及び学校の希望する箇所で、各学校で3箇所から4箇所でございます。測定場所は地表面から5センチと1メートルの高さで測定をいたしました。測定基準といたしましては、環境省が除染対象地域に指定する際の新基準であります年間被曝線量1ミリシーベルト以上、空間線量率毎時0.23マイクロシーベルト以上としております。測定結果は、地表面から5センチメートルで毎時0.08~0.21マイクロシーベルト、地表面1メートルで毎時0.07~0.11マイクロシーベルトで、基準値以下でございました。

報告は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 統廃合の件についてちょっと伺います。小規模校の集中地域における統廃合等の件なんですが、周囲に大きな集合住宅なんか建ちますと、大体10年ないしは15、6年で変わっていくということもありますけれども、ここには7年後の状況というのですか、出ておりますが、なぜこのあたりが中心になったのか、もっと先のことを考える必要がなかったのか、ちょっとこのあたりを説明していただきたいと思っております。

池澤特命担当部長 12ページから13ページにかけての児童・生徒数の推計ということでございますが、現在推計できる範囲で資料をつくっております、住民基本台帳からお生

れになっているゼロ歳の方から就学前の方のデータを集計いたしまして、それをもとに平成29年度までということで作成をしております。13ページの米印の二つ目のところですが、現在、同時並行で児童数・生徒数の将来推計というものを行っております。これは、先ほど角田委員さんのほうから御指摘ございました、社会的な要因とか、あと、開発とか、そういった要因も含めた形で将来推計を行っておりますので、それが年明けに出る予定でありますので、それが出た段階で、このデータについてはまた置きかえていきたいなと思っております。さらには、今後、小規模校の集中地域における学校統廃合について、庁内方針決定でありますとか、統廃合協議会などを立ち上げていく予定でありますので、その中では、データを更新しながら、できるだけ直近のデータを使いながら検討していきたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。  
森本委員 耐力度調査を見ると、やっぱり中原もひばりもかなり不足しているということで、仮に建て替えるにしても、少なくともこれから7年ぐらいはそこに子どもたちはいるわけですよ。もちろん耐震工事はされていますけども、かといって、いわゆる壁が落ちてきたり、そういう細かいことの心配はすごくあるのではないかと思うのですが、その辺については何か処置とかはお考えなのでしょうか。

山本学校運営課長 施設の維持管理でございますので、私のほうから御答弁をさせていただきます。

施設の維持管理につきましては、今御指摘のとおり、耐力度の問題と、それから、耐震の関係と、二つの問題が確かにございます。耐震の関係につきましては、本市の場合、すべて実施しておりますので、地震に対する強度というのでしょうか、これは保っているというふうに理解しております。ただ、やっぱり、年数とともに経年劣化というものが起きてまいりますので、この辺につきましては、適宜学校を、私どもは年じゅう、担当者も含めまして見ておりますので、必要に応じて補修をして維持しているという状況でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 押し出し方式でしたか、第10中学校をつくって、そして、移動させながらというのはスムーズなやり方かと思うのですけれども、また、それで、具体的に住民の了解を得るための集会で説明するという御説明がありましたが、住民の方々の御納得を得るということは極めて重要だと思うのです。そういう意味合いで、具体的にどういうふうにして住民の方々を説得して御納得いただくのか、もうちょっと具体的な説明をお願いしたいのですけれども。

池澤特命担当部長 まず、中原小学校、ひばりが丘中学校の建て替えに関しましては、ここで中間のまとめ報告書を作成いたしましたので、年明けから学校関係者、保護者の方に御説明をしていきたいと思っております。その意見をいただいた上で最終報告書にまとめていきたいというのが1点でございます。それから、具体的な建替準備に向けましては、平成24年度の早期に建替準備検討協議会を立ち上げたいと思っております。この建替準備検討協議会につきましては、まず、両校の学校長、保護者でありますとか、学校運営連絡協議会、学校安全連絡会、民生・児童委員、あと、青少年育成会の方々にお入りいただくことを考えております。また、一定程度、数年かかる計画を想定しておりますので、将来を見据え、通

学区内の保育園でありますとか、幼稚園の保護者の方にもお入りいただいて、将来を見据えた御意見をいただければなというふうに思っております。そういった建替準備検討協議会を立ち上げていきたいと考えております。また、さらには、その準備会を踏まえて、将来には建替協議会に具体的につなげていくという考えでおります。

また、一方、小規模小学校の集中地域における学校統廃合につきましては、本年度、庁内での課題を整理いたしますので、平成24年度に入りまして、4校、各学校にそれぞれ御意見を聞く場を設けていきたいと考えております。また、その中で、当然、学校関係者でありますとか、保護者、地域住民の方から御意見をいただくことはもちろんのこと、さらには、一定程度の意見交換会というのですか、そういったものも想定をしております。それと、あと、それらを踏まえまして、平成25年度に統廃合に向けた協議会を立ち上げていく予定でおりますので、その中には、何度も申し上げますように、学校関係者、保護者、地域住民の方にはお入りいただいて、十分御議論をいただき、丁寧な対応を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

森本委員 小規模校の統廃合については、まず統廃合ありきということではなくという解釈でよろしいでしょうか。ひょっとしたら、でも、基本的には統廃合に向かいたいというところがあるのでしょうか。

池澤特命担当部長 先ほど、冒頭で、課題でも申し上げましたように、この4校につきましては、近接をしているという問題、それと、あと、単学級化が生じているという問題がありますので、それを解決する一つの手法がやはり統廃合ではないかなと考えております。したがって、統廃合を一つの選択肢として、この4校については再編を検討していきたいなというふうに考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 放射線量測定において、場所は偏った場所でやっているのですけれども、それは、要するに、雨どいとか水たまりで、一番強そうなところに限ってやったと、そういう解釈でよろしいでしょうか。いわゆる通常のグラウンドとかなんとかという測定がなくて、雨どいのそばとか、そういうところが書いてあるのです。その辺を一応御説明いただきたいと思えます。

山本学校運営課長 ただいまの御指摘でございますが、まず、7月に全校のグラウンドで一度調査を実施いたしました。これは、建物から一定の距離を置いて、それから、風当たりもいいところで、ほぼ校庭の真ん中で実施をしたところでございます。ここで測ったところでは、どこも問題ない数値が出たところでございます。その後、各地で、いわゆるマイクロスポットというのでしょうか、そういったことが話題となったということで、今回の臨時の測定に当たっては、委員御指摘のとおり、あえてそういったマイクロスポットと言われているような場所を選んで実施をしたということでございます。したがって、雨どいの下から直接地面に雨水が流れたり、それから、側溝でふたがなくて、いきなり土がたまっているようなところ、そういったところを選んで測定をしたところでございます。

以上でございます。

宮田委員　そういうふうに趣旨を説明されたほうがよろしいのではないかと思います。だから、過去の経験から濃いと思われるところでも安全であると。当然、校庭も測定して安全であったという説明があったほうが。何でこんなところだという質問が出るのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

竹尾委員長　どうぞ、委員の御指摘を今後の参考にしてください。

ほかに質疑はございませんか。　質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長　日程第5　その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。　質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成23年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 2 時 4 6 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員